

青少年支援体験活動事業

不登校やニート、引きこもり、非行傾向など問題を抱える青少年に対して、職業体験活動やボランティア活動の場などを提供することにより、自立や自己実現のきっかけづくりのお手伝いをします。

1 対象

- ① 不登校やニート、引きこもり、非行傾向など問題を抱える、原則として浜松市在住の満20歳未満の青少年
- ② 自立したい、自分を変えたいという意志をもち、きっかけを必要とする青少年

2 わらい ～体験活動を通して～

- ① 規則正しい生活習慣を身につける。
- ② 充実感・達成感を味わい、自分に自信をもち前向きに生活できるようにする。
- ③ 共に活動する人たちとのふれあいから、自分を見つめ直す。
- ④ 働くことの喜びや意義を感じるとともに、職業選択に役立てる。 など

3 体験活動実施の手順

- ① **本人、保護者、(学校職員)との面談** *コーディネーターが面談します。
 - 本人の活動への強い意志
 - 本人の活動への興味や適性など
 - 保護者の同意・協力
 - (○学校との協力体制の確認)
- ② **コーディネーターによる活動場所の検討・連絡調整**
- ③ **体験活動受入先への訪問・面接**
 - 本人の意思確認
 - 活動期間・時間などの調整・決定
 - 活動内容の説明
- ④ **体験活動の実施**
 - コーディネーターによる見届け
 - 本人からの定期的な報告

* 体験活動受入先、青少年育成センターとの約束が守れない場合は、期間中でも活動を中止する場合があります。

4 体験活動の実施にあたって

- ① 体験活動は、「青少年支援体験活動事業実施要綱」に基づいて運営します。
- ② 体験活動は、保護者の同意と協力のもとで実施します。
- ③ 体験活動は、就職を斡旋したり、学校での学習を免除したりするものではありません。対象となる青少年が、発達段階に応じた自立への意欲をもつことを支援するものです。
- ④ 体験活動の実施については、関係機関や体験活動受入先の意見を十分に反映します。
- ⑤ 体験活動受入先は、本事業のねらいや青少年の支援活動に理解を示す団体の中から、対象となる青少年の意向や状況を踏まえて決定します。
- ⑥ 体験活動のねらいから、活動中は原則無報酬とします。

5 安全への配慮について

- ① 安全配慮のため、活動内容や注意事項、緊急時の対応などを本人・保護者をはじめ関係者、体験活動受入先に周知徹底を図ります。
- ② 活動中の万が一の事故や怪我については、一定の傷害保険に加入しますが、基本的には保護者の責任で対処していただきます。
- ③ 体験活動受入先に対しての損害賠償保険への加入はしません。必要があれば、保護者の責任で加入していただきます。

相談だけでも結構です。まずは、電話してください！

浜松市こども家庭部次世代育成課 青少年育成センター
浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス棟7階
TEL：053-457-2418 FAX：053-454-3708